

令和7年9月1日採用予定

会津若松市 任期付職員 採用候補者試験

受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

- 1 第一次試験日：6月15日（日）
申込受付期間：5月1日（木）～6月2日（月）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申込は、6月2日（月）消印有効とします。

2 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期、受験資格等

(1) 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期及び受験資格

応募区分	所属	業務内容	勤務形態	採用人数	任期	受験資格
J	企画調整課	路線バスや地域鉄道などの地域公共交通の利用促進に係る業務	週4日	各1名	1年 7か月	①、②のいずれにも該当する人 ①平成19年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
	税務課	法人市民税の未申告対応及びシステム連携対応業務				
	危機管理課	災害時要支援者支援プランや要支援者名簿に係る業務				
	市民課	マイナンバーカードの申請支援・交付等の業務		2名		
	こども家庭課	子どもや妊産婦等への支援に係る業務				
	こども保育課	子ども・子育て支援新制度に係る認定等業務				
	農業委員会	農地台帳システムのデータ更新及び遊休農地関係事務の補助に係る業務				
K	地域福祉課	生活保護世帯への必要な相談支援、自立支援に係る業務	フルタイム	各1名		①から③のいずれにも該当する人 ①平成19年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人で普通自動車運転免許を所持している人
L	障がい者支援課	自立支援法及び障がい福祉サービスに係るケースワーク業務	週4日		1年 2か月 6日	③以下のいずれかに該当する人 ア.学校教育法による大学を卒業した者又は卒業見込者 イ.社会福祉主事の任用資格を有する者又は取得見込者 ウ.社会福祉士資格取得者又は取得見込者で福祉関係の相談業務の経験のある人

※ 受験申込の段階において、受験資格における「卒業」又は「資格保有」の要件が見込みとなっている者については、**採用予定日（令和7年9月1日）時点で当該要件を満たしている必要があります。**

※ 区分K・Lの受験資格における「社会福祉主事の任用資格を有する人」とは、社会福祉法に基づき次のいずれかに該当する方をいいます。

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」を3科目以上履修し卒業した方
- イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した方
- ウ 社会福祉士

(2) 勤務時間

① 区分 J・K・L … 下表のとおり

応募区分	勤務時間	週休日
J・L	月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（週 4 日勤務）	月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
K	月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（週 5 日勤務）	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(3) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人（全区分共通）

- ① 日本国籍を有する者
- ② 出入国管理及び難民認定法別表 2 に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(4) 次のいずれかに該当する人は、受験できません（全区分共通）

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者（拘禁刑…令和 7 年 5 月 31 日までは禁錮と読み替えま
す）
- ② 会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(5) その他

- ① 週 4 日勤務の場合、勤務する曜日は採用後に配属される職場で指定されます。
- ② 原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ③ 原則、任用期間の終了とともに退職となりますが、業務の状況によっては任期の延長（通算 5 年が限度）をお願いする場合もあります。
- ④ これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

3 給与

勤務形態	【区分J・L】 週4日・週31時間勤務	【区分K】 週5日・フルタイム勤務
給料	153,040円～217,040円	191,300円～271,300円
	※学歴、職歴などにより決定。 人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。	
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当等（注）扶養手当、住居手当、退職手当等の支給はありません	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、退職手当等
昇給	あり（※最高号給に達するまで）	
休日	月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで	
休暇等	年次有給休暇 年間16日（初年度：10日）付与 特別・介護休暇等	年次有給休暇 年間20日（初年度：12日）付与 特別・介護休暇等
福利厚生等	共済組合、厚生年金、雇用保険	共済組合、厚生年金
	※公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。	
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。	

給料の目安額

応募区分	【区分J・L】 週4日（週31時間）	【区分K】 週5日（フルタイム）
高校卒業後、 すぐに採用された場合	153,040 円	191,300 円
大学卒業後、 すぐに採用された場合	174,000 円	217,500 円
大学卒業後、正規で10年 勤務後採用された場合	199,200 円～	249,000 円～

※勤務証明書の提出があった場合の目安となります。

4 試験の方法及び内容

試験区分	応募区分	試験種目	内容
第1次試験	全区分共通	教養試験 (マークシート方式)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
		作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	全区分 共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

5 試験期日、試験会場及び合格発表

区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和7年6月15日(日)		
	受付 9:15～9:30	会津若松市立第一中学校	6月下旬 (予定)
	作文試験 9:45～10:45	会津若松市蚕養町11-1	
	教養試験 11:00～12:00		
第2次試験	令和7年7月中旬(予定) ※平日に実施する予定です	会津若松市役所本庁舎 会津若松市東栄町3番46号	8月上旬 (予定)

※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験を認めません。

※ 試験会場には、自家用車の乗り入れができません。

※ 試験会場は、禁煙です。

※ 第1次試験の会場(第一中学校)は土足厳禁ですので、上履き及び下足袋を持参してください。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
- (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（任期付職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「110円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
- (3) 会津若松市のウェブサイトからも専用フォームでの受験の申し込みができます。（詳細はウェブサイトをご覧ください。）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和7年9月1日以降順次採用します。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。

なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) 任期付職員への採用は、任期の定めのない職員への採用と無関係であり、任期の定めのない職員採用の際に優先されるものではありません。
- (4) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

会津若松市役所 総務部 人事課 人事グループ

（令和7年5月2日まで）

追手町第二庁舎2階

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号

（令和7年5月7日から）

市役所本庁舎6階

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

TEL 0242（39）1213

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

